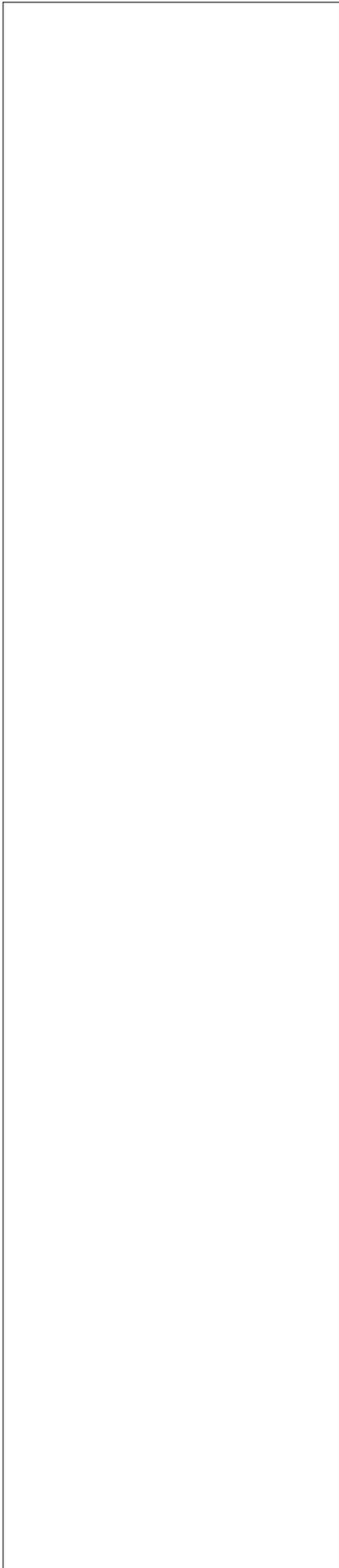


広告



の間は国民年金に加入する必要がある。ただし、厚生年金・共済組合の加入者や、協定で加入を免除されている国の方を除きます。
【詳細】 区役所(1階)の保険年金課年金係

介護保険

△高額介護の申請手続きを変更▽
 高額介護(介護予防)サービス費の支給申請時の領収書添付が、原則不要になりました。
【詳細】 区役所(1階)の保健福祉課



△軽自動車税の申告▽

軽自動車税は、毎年4月1日現在、軽自動車などを所有している人に課税されます。軽自動車などを取得した場合は15日以内に、軽自動車など

を廃車・売却した場合や転居した場合は30日以内に申告をしてください。
 なお、札幌地区軽自動車協会と札幌運輸支局は3月中旬以降混雑しますので、早めの手続きをお願いします。

■軽自動車税の申告

車種	申告先
原動機付自転車	区役所課税課、市指定の原動機付自転車標識取扱所
小型特殊自動車	区役所課税課
軽自動車	札幌地区軽自動車協会(北区新川5の20)
二輪の小型自動車	札幌運輸支局(東区北28東1)

■固定資産価格などをご覧になれます
 いずれも本人確認できるものをお持ちください。

△縦覧帳簿の縦覧▽

固定資産税(土地・家屋)の納税者(納税管理人、個人の場合は同居の家族、法人の場合は事務担当者も可)は、縦

3月は 滞納整理強化月間です
 納め忘れの市税はありませんか? いま一度お確かめのうえ、年度内に納めましょう
 納税に関する相談は、区役所(1階)の納税課へ

覧帳簿を縦覧し、自分の資産の価格が適正かどうか、ほかの資産と比較できます。
縦覧期間 4月1日(木)～30日(金)
 所資産の所在する区の区役所の課税課。
△課税台帳の閲覧▽
 固定資産税の納税義務者は、自分の資産の課税台帳を年間を通じて閲覧できます(来年度分は4月1日(木)から)。借地借家人(賃貸借契約書などで確認します)も、借りている対象資産(家屋の場合はその敷地も含む)の課税台帳を閲覧し、固定資産税額を確認できます。詳しくはお問い合わせください。
 借地借家人は、土地1筆、家屋1棟(区分所有家屋につ



年度末特別金融相談

△融資相談や、資金繰りが悪化した企業を支援する景気対

いては専有部分1個)ごとに400円。
【詳細】 区役所(1階)の課税課
△市税滞納整理強化週間▽
 夜間・休日の電話や訪問による納税催告を強化します。期間中は夜間・休日の納税相談窓口を開設していますので、ご利用ください。
 この日以外でも区役所によっては、夜間・休日の納税相談を実施している場合がありますので、区役所納税課までお問い合わせください。
 3月8日(月)～12日(金)午後8時まで。13日(土)・14日(日)午前9時～午後4時。
【詳細】 区役所(1階)の納税課

応緊急保証制度の窓口を開設。
 3月13日～28日の土・日曜、祝・休日午前9時～午後3時。中小企業支援センター(中央区北1西2経済センタービル)。
対市内の中小企業者など。
【詳細】 金融担当☎(21)2356、HP

商店街などに対する支援制度の説明会

来年度の商店街、小売市場などに対する支援制度の説明会を開催します。
 3月25日(木)午後2時～4時30分。STV北2条ビル(中央区北2西2)6階会議室。
対商店街・小売市場などの団体の役員、事務局員など。
申、**FAX**。上欄必要事項と団体名、代表者名、参加人数を記入し、3月19日(金)までに産業振興課(FAX(218)5130)へ。
【詳細】 産業振興課☎(21)2372、HP